

令和 7 事業年度 国立大学法人福井大学 監事監査計画書

令和 7 年 6 月 13 日

国立大学法人福井大学監事監査規程第 10 条及び国立大学法人福井大学監事監査実施基準第 2 条の規定により、令和 7 事業年度の国立大学法人福井大学監事監査計画書を次の通り定める。

1. 基本方針

令和 7 事業年度の監査においては、関係法令や第 4 期中期計画の実施状況を確認しつつ、前年度と同様に学長、常勤理事との面談や各部署とのヒアリング、役員会、経営協議会、教育研究評議会（以下、左記 3 会議を「法定会議」と表記）およびその他重要な会議への出席、ならびに会計監査人および監査室等からの報告や同行調査により監査を行う。

また、令和 6 事業年度監査報告に留意すべきこととして付言した事項、その付言理由を踏まえての監事提言内容については、後記 5. の通り、令和 7 事業年度の重点監査事項として検証を進める。

2. 実施期間

(1) 業務監査

監査室と連携し年度を通して期中監査を行うほか、令和 7 事業年度の業務に関し令和 8 年 6 月までに期末監査を行う。

(2) 会計監査

会計監査人等による会計監査を踏まえ、年度を通して期中監査を行うほか、令和 7 事業年度の会計に関し令和 8 年 6 月までに期末監査を行う。

3. 監査方法

監査は書面監査および実地監査により行う。

書面監査は、監査対象部門から提出された書類等により監査を実施する。実施監査は、監査対象部門に出向き、帳票その他証拠書類の原本確認および現物の照合確認ならびに監査対象部門からの概況聴取・質疑応答、監査対象部門の担当者からの個別聴取・質疑応答等の方法により実施する。

(1) 業務監査

期中監査は、次に示すほか会計監査人監査ならびに監査室等による内部監査の内容およびそれらへの対応状況を確認する。

ア. 法定会議およびその他重要な会議等へ出席する。

イ. 文部科学大臣に提出する書類を調査し、重要な決裁書類を閲覧する。

ウ. 学長と随時に行うミーティングにより日常監査を通しての所見を伝え、意見交換を行う。

エ. 常勤理事および各部長、担当者等から、定期的にまたは随時に業務状況を聴取する。

オ、必要に応じて各部局の責任者等から業務報告を求めるほか、監査室の監査に同行・立会いし、監査を行う。また必要がある時は、監査室に直接監査を依頼し、結果を確認する。

期末監査は、令和 7 事業年度の業務全般に関し、学長等から概況聴取を行うとともに、必要に応じ担当者から個別聴取および書類監査を行う。

なお、その他必要な事項を監査するものとする。

(2) 会計監査

期中・期末監査において、会計監査人等による会計監査の報告を受け、その内容を確認するとともに、令和 7 事業年度の決算関係書類を調査し、決算の状況を監査するほか、同行・立会いし監査を行う。また必要がある時は、会計監査人に直接監査を依頼し、結果を確認する。

なお、その他必要な事項を監査するものとする。

4. 監査対象部門

(1) 業務監査 全部局を対象部門とする。

(2) 会計監査 主に事務局財務部を対象部門とするが、必要に応じ他の部局も対象部門とする。

5. 重点監査事項

次の事項を令和 7 事業年度の重点監査事項として、検証を進める。

(1) 内部統制の整備及び運用状況（コンプライアンス、リスク管理を含む）

1) 自律的な組織成長、機能高度化に資するための内部統制システム活用への経営陣の関与度合について確認する。

2) 環境変化を踏まえたリスクマネジメント手法の確立と浸透に向けた取り組みについて適切性とその進捗を確認する。

3) 法定会議等主要会議附議事項の審議・報告プロセス状況ならびに議事録内容の適切性および討議内容に基づく対応状況について確認する。

(2) 中期計画の実施状況及び進捗管理

特に、法定会議等を活用した経営陣としての進捗管理プロセスの適切性を確認する。

(3) 国立大学法人ガバナンスコードの適合状況等の報告に関する取組状況

特に、各会議体等が本来の機能を発揮しているかについて確認する。

(4) 予算の執行及び内容の把握ならびに決算の状況

特に、経費や事務等時間の縮減に向けた取り組みを確認する。

(5) 医学部附属病院の運営に関する事項

特に、医師の働き方改革の進捗や収支改善対策について随時適切性を確認する。

(6) 人事制度見直しに関する取組ならびに運用状況

1) 事務局人事制度見直しと人材育成施策も運用状況を確認する。

2) 教員人事給与マネジメント改革に基づく制度運用の進捗状況を確認する。

(7) これまでの監査指摘・提言事項のフォローアップ

6. 監事会

原則として監事会を毎月行うものとする。

7. 学長・監事・監査室意見交換会

学長、監事、監査室の意思疎通を図り、監査機能の高度化に資することを目的に、監査進捗状況を踏まえながら原則として、期首、期中、期末の年2、3回の頻度で行うものとする。

8. その他

三者協議会（監事・監査室・会計監査人）を定期的を開催し、速やかなアクションができるよう随時意見交換を行うものとし、有効かつ効率的な連携を図るものとする。